

洛和デイセンターイリオス

別表 利用料金表

通常規模型・日常生活支援総合事業

1. 介護報酬告示額

①通常規模型 通所リハビリテーション 基本料金(利用1回につき)

基本サービス費 区分	要介護度	単位	地域単価	金額	利用負担額	
					1割	2割
3時間以上4時間未満	要介護1	444単位	10.55円	4,684円	469円	937円
	要介護2	520単位		5,486円	549円	1,098円
	要介護3	596単位		6,287円	629円	1,258円
	要介護4	693単位		7,311円	732円	1,463円
	要介護5	789単位		8,323円	833円	1,665円

②通所介護 加算及び減算料金

サービス内容	単位		地域単価	金額	利用負担額	
					1割	2割
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	1回につき	18単位	10.55円	189円	19円	38円
リハビリテーション提供体制加算	1日につき	12単位		126円	13円	26円
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ	1日につき	330単位		3,481円	349円	697円
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ1 (同意より6カ月以内)	1日につき	850単位		8,967円	897円	1,794円
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ2 (同意より6カ月超)	1月につき	530単位		5,591円	560円	1,119円
リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ1 (同意より6カ月以内)	1月につき	1,120単位		11,816円	1,182円	2,364円
リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ2 (同意より6カ月超)	1日につき	800単位		8,440円	844円	1,688円
リハビリテーションマネジメント加算Ⅳ1 (同意より6カ月以内)	1日につき	1,220単位		12,871円	1,288円	2,575円
リハビリテーションマネジメント加算Ⅳ2 (同意より6カ月超)	1日につき	900単位		9,495円	950円	1,899円
短期集中リハビリテーション加算	1日につき	110単位		1,160円	116円	232円
認知症短期集中リハビリテーション加算Ⅰ	2日につき	240単位		2,532円	254円	507円
認知症短期集中リハビリテーション加算Ⅱ	3日につき	1,920単位		20,256円	2,026円	4,052円
若年性認知症利用者受入加算	1日につき	60単位		633円	64円	127円
栄養改善加算	月2回を限度	150単位		1,582円	159円	317円
社会参加支援加算	1日につき	12単位		126円	13円	26円
送迎減算	片道につき	-47単位		-496円	-49円	-99円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	所定単位数 の47/1000		所定単位数により変動します		

③通所通所リハビリテーションの加算及び減算料金の内容説明

○サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ

看護職員、介護職員が、入浴中に観察を含む介助を行う場合に、**1日につき**所定の単位数を加算します。事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が、50%以上になる場合に加算されるものです。

○リハビリテーション提供体制加算 ※新規

常時、事業所に配置されている理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の合計数が、利用者数の25又はその端数を増すごとに1以上。リハビリテーションマネジメント加算を算定。

○リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ(1月につき)

リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し必要に応じて当該計画を見直すこと。理学療法士等が介護支援専門員を通じて、指定居宅サービスに当該する事業に係る従事者に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。新規にリハビリテーション計画を作成した利用者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が開始日から1月以内に当該利用者の居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査等を行っていること。医師はリハビリテーションの実施にあたり、詳細な指示を行うこと。

<p>○リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ(1月につき)</p> <p>リハビリテーション会議を開催して、利用者の状況等を構成員と共有し、会議内容を記録すること、構成員である医師の会議への出席についてはテレビ電話等を使用してもよい。リハビリテーション計画に關与して理学療法士等が説明し、同意を得るとともに医師へ報告する。リハビリ会議については計画書の同意から6月以内は1月に1回、6月超は3月に1回開催し、利用者の変化に応じて通所リハビリ計画書を見直すこと。また必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報共有が必要。医師はリハビリテーションの実施にあたり、詳細な指示を行うこと。</p>
<p>○リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ(1月につき)※新規</p> <p>リハビリテーション会議を開催して、利用者の状況等を構成員と共有し、会議内容を記録すること、構成員である医師の会議への出席についてはテレビ電話等を使用してもよい。リハビリテーション計画について医師が利用者又は家族に対して説明し、同意を得ること。リハビリ会議については計画書の同意から6月以内は1月に1回、6月超は3月に1回開催し、利用者の変化に応じて通所リハビリ計画書を見直すこと。また必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報共有が必要。医師はリハビリテーションの実施にあたり、詳細な指示を行うこと。</p>
<p>○リハビリテーションマネジメント加算Ⅳ(1月につき)※新規</p> <p>加算Ⅲの要件に加え、通所リハビリテーション計画書等の内容に関するデータを通所リハビリテーションの質の評価データ収集等事業に参加し、同様で活用しているシステム(VISIT)用いて厚生労働省に提出していること。</p>
<p>○短期集中リハビリテーション実施加算</p> <p>病院もしくは診療所または介護老人保健施設から退院または退所した日、初回認定日から起算して3月以内の期間に行われた場合は、1日につき加算されます。概ね週2日以上、個別リハビリを1回20分以上、1日あたり40分以上の個別にリハビリテーションを実施する場合に適用さる。</p>
<p>○認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ</p> <p>リハビリマネジメント加算Ⅰ又はⅡを算定し、1週間に2日を限度として個別に20分以上実施。個別または集団によるリハビリテーションを月4回以上のリハビリを実施。</p>
<p>○認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ</p> <p>リハビリマネジメント加算Ⅱを算定し、月4回以上のリハビリを実施。計画を作成し、生活機能の向上に資するリハビリを実施。</p>
<p>○社会参加支援加算 ※新規</p> <p>評価対象期間において指定通所リハビリテーションの提供を終了した者のうち、指定通所介護、指定地域密着通所介護、指定認知症対応型通所介護、第一号通所事業その他社会参加に資する取組を実施した者の占める割合が、100分の5を超えていること。指定通所リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、通所リハビリテーション修了者に対して、その居宅を訪問すること又は介護支援専門員から居宅サービス計画に関する情報提供を受けること。リハビリテーションの利用者の平均利用月数で除して得た数が25%以上であること。</p>
<p>○栄養改善加算 ※新規</p> <p>低栄養状態にある利用者またはそのおそれのある利用者に低栄養状態の改善等を目的として個別的に実施される栄養食時相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持または向上資すると認められるものを行った場合、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として、1日につき加算される。</p>
<p>○送迎を行わない場合の減算</p> <p>ご利用者が自ら通う場合、ご家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。</p>
<p>○介護職員処遇改善加算(Ⅰ)</p> <p>別途所定単位数の合計に、47/1000(4.7%)の単位数を、1月につき加算します。 (計算方法):「1月あたりの総単位数」× 4.7% ※1月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種の加算及び減算を加えたもの。 また、各種の加算及び減算に当該加算は含まれません。</p>

④利用料金の計算方法

* 加算は利用者によって異なります。

サービス料金総額 = {基本単位 + サービス提供強化体制加算 + その他該当する加算}
× 地域加算 × 介護職員処遇改善加算

利用者負担額はサービス料金の2割となります。

※留意事項 介護保険被保険者証で、給付制限の項目に記載がある場合、利用負担額の割合が3割または、全額を支払いただくことがあります。

平成30年4月1日